

「行政不服申立制度の改革方針」に対する都道府県の意見

平成23年2月17日
全国知事会

現在、行政救済制度検討チームにおいて議論されている「行政不服申立制度の改革方針」の主要論点について、総務常任委員会委員長が各都道府県知事に意見を照会し、その結果の概要（意見の傾向）を次のとおりとりまとめた。

※意見が分かれた論点については、両論を併記している。

1 審理官制度の創設

(1) 制度創設の当否

- ・制度創設の趣旨には一定の理解を示す一方で、地方公共団体への導入については、実効性や行財政改革・人材確保の観点から課題が多いとする意見が多い。

(2) 条例による選択

- ・都道府県を含むすべての地方公共団体で任意選択とすべきとの意見で概ね一致。

(3) 制度設計（全般・人材）

- ・複数の審理官による合議制の採用や審理官の任用・服務など、制度設計についても幅広く地方の自由度を求める意見がある。一方、任意選択を前提としつつ、権利救済の制度が、地方公共団体ごとに異なることは好ましくないとの立場から、審理官の共同設置を可能とするなど、小規模市町村を含む全国の団体で審理官制度を導入しやすい制度設計が必要との意見もある。
- ・外部人材の登用については、「行政に関する高度な専門的知識と十分な経験」を有する人材の確保は困難とする意見が大半。

(4) 審理手続等

- ・対審的な審理構造の導入には、審理の迅速性やコストの面から否定的な意見が多い。
- ・裁決意見書（仮称）が審査庁の判断を過度に拘束する制度設計とすべきでないとの意見が多い。
- ・第三者的裁決・諮問機関が置かれている場合における審理官による審理手続との関係については、当該処分の専門性等にも配慮した慎重な検討が必要との意見、また、既に第三者による審議を経ており、審理官による審理手続を適用除外とすべきとの意見がある。

(5) 審理官の補佐体制

- ・専任（常設）の補佐体制の設置は困難であり、体制の整備については、地方公共団体の任意選択とすべきとの意見で概ね一致。

2 審査請求人の補助体制の整備

- ・都道府県を含むすべての地方公共団体で任意選択とすべきこと、また、現行の制度・組織体制で対応可能であり、法制化までは不要との意見で概ね一致。

3 多様な裁決のメニュー化（義務付け裁決等の導入）

- ・裁定的関与が行われる場合、地方自治の観点から、国や都道府県による義務付け裁決は容認すべきでないとの意見で概ね一致。
- ・また、具体的な義務付けを行うことになれば、手続の簡易迅速性が損なわれ、調査範囲の拡大により、審査庁の負担が増大するとの意見もあった。
- ・不服申立ての対象を行政指導に拡大することについては、行政指導の性格や行政実務への支障から、適当でないとする意見で概ね一致。

4 不服申立ての構造の整理（異議申立ての廃止等）

- ・異議申立て制度の廃止については、簡易迅速性や手続保障の確保の観点から肯定的な意見が多いが、より簡易迅速な手続で住民に身近な救済制度として、異議申立てを積極的に評価する意見もあった。
- ・処分の態様に応じ、審査請求の一元化の例外として、「略式裁決」（仮称）や処分庁等に対する「再調査請求」（仮称）を設けることは、簡易迅速な手続等に資するとして、評価する意見があった。

5 不服申立人適格の範囲

- ・不服申立人適格を行訴法の原告適格より拡大することについては、行政不服審査の対象でありながら、行訴法では対象とならないケースが発生することや、判断基準が不明確となり行政運営に支障が生じること等から、原則として両適格の範囲は同一とすることが適当との意見が大半。
- ・一方で、行審法では「不当性」をも審査の対象としていることや、住民福祉の観点から、不服申立人適格を行訴法の原告適格より広く設定することに積極的な意見もあった。
- ・申立人の資格を限定しない不服・苦情への対応を、努力義務等として法定することについては、地方公共団体では、日常業務の中で不服・苦情に対応しており、法制化までは不要との意見で概ね一致。

6 その他審理の迅速化等

(1) 標準審理期間

- ・審査請求の多様性等から、標準審理期間を設けることには否定的な意見が多い。
- ・また、設定する場合でも、努力義務や、処理にかかる期間の「めやす」と位置づけるべきとの意見が大半。

(2) 審査請求期間の延長

- ・ 行政処分の公定力等の観点から、過度に延長することは好ましくなく、3ヶ月程度を限度とすべきとの意見が大半。

7 地方公共団体における措置

- ・ 制度設計について、地方の自由度を高めるべきとの意見が大半。
- ・ 審査請求への一元化に伴い、条例に基づく処分の審査庁を決める手続が必要との意見もあった。

8 代理人制度の検討

- ・ 代理人の範囲を拡大する必要性を感じない、あるいは、行審法ではなく、各種士業に関する法律の問題との意見が多い。
- ・ 一方で、国民の利便性向上の観点から、業として行う代理人制度を一定程度拡大すべきとの意見もある。

9 不服申立前置の全面的見直し

- ・ 不服申立て前置の廃止について強い反対はないが、見直しに当たっては、大量的処分・専門技術的処分に該当する場合など、個別法の趣旨を十分検証すべきとの意見が多い。
- ・ 簡易性・迅速性と、公正性・厳格性の観点から、不服申立て制度と裁判制度の役割分担を明確にすることや、訴訟が頻発することで、地方行政実務に支障が生じることがないように配慮すべきとの意見も多い。

10 地方における新たな仕組みの検討

- ・ 行政に対する住民からの不服・苦情の申出を広く受け入れることについては、行政不服審査法の制度の枠外とし、具体的な検討は地方公共団体に委ねるべきとの意見で概ね一致。

11 その他

- ・ 地方自治の観点から、裁定的関与の見直しを求める意見が多い。
- ・ 中立性・公正性を重視する改革の趣旨から、行政訴訟制度と行政不服申立て制度との整合性、役割分担を明確にすべきとの意見も多い。
- ・ また、改革方針は、行政救済制度を裁判制度に近づけるものであり、小規模な地方公共団体に適用することには無理があるとの意見もある。